

上越市立豊原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）ための対策は、まず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨とする。
- ② いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、市や家庭、地域、関係機関等と連携していじめ問題の克服に取り組む。
- ③ いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。
- ⑤ 新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、当校の方針におけるいじめ防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

(2) いじめ、いじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。（県条例 第2条第2項）

(3) いじめの防止等に向けた基本的な方向

- ① 学校運営協議会を活用し、児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組める学校を目指す。
- ② 児童の健全な育成の観点から、警察と日常的な情報共有や相談ができるよう連携体制の構築に努める。
- ③ 児童主体の活動を支援し、いじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより自己有用感や規範意識等の社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくる。
- ④ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることを全職員が意識し、教育活動を展開する。
- ⑤ 相談窓口を周知し、児童に学校生活アンケート（毎月）や教育相談（毎学期）を実施するなど、児童一人一人の状況把握を丁寧に行う。
- ⑥ いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長主導で関係機関と連携し、早期解決に注力する。
- ⑦ 学校がいじめの疑いを発見または通報を受けた場合は、いじめを受けたとされる児童の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する。いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様に対応する。

2 いじめの防止等に関する学校の取組

(1) 校内組織「いじめ対策委員会」

- ① 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー
- ② 役割
 - ア いじめの解消に向けて、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するための中核となる。
 - イ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
 - ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
 - エ 問題行動等、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。
 - オ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめの有無の判断を行う。
 - カ 学校いじめ防止方針が機能しているか判断し、見直しを行う。

(2) いじめの防止

いじめの未然防止のために、児童に他者を思いやる心や心の通い合うコミュニケーション能力を育む。また、規律ある態度で授業や学校行事に参加し、個々の児童が活躍できる授業や集団をつくる。

そのために、豊原小学校では心の教育を教育活動の基盤とし、以下の取組の充実を図る。

- ① 道徳教育、人権教育、同和教育によるいじめを生まない人間関係や集団づくり
- ② 児童会活動や縦割り班（みずほ班）活動、保護者や地域の人との交流活動、挨拶運動等、他者との交流や関わり合いによる社会性の育成
- ③ 主体的に考え、議論する活動を通じた自治的能力や自主性の育成
- ④ いじめをやめさせるための行動をとる意識の育成
- ⑤ いじめ防止等の対策に係る教職員研修の実施
 - ・ 1回目（年度当初） 基本方針の確認と徹底、職員の資質能力向上研修
 - ・ 2回目（8月） 1学期学校評価での分析と改善、職員の資質能力向上研修
 - ・ 3回目（1月） 2学期学校評価での分析と改善、職員の資質能力向上研修
- ⑥ 発達障害等に対する教職員の理解・専門性の向上
- ⑦ 「心の学習会」の実施（年間10回）

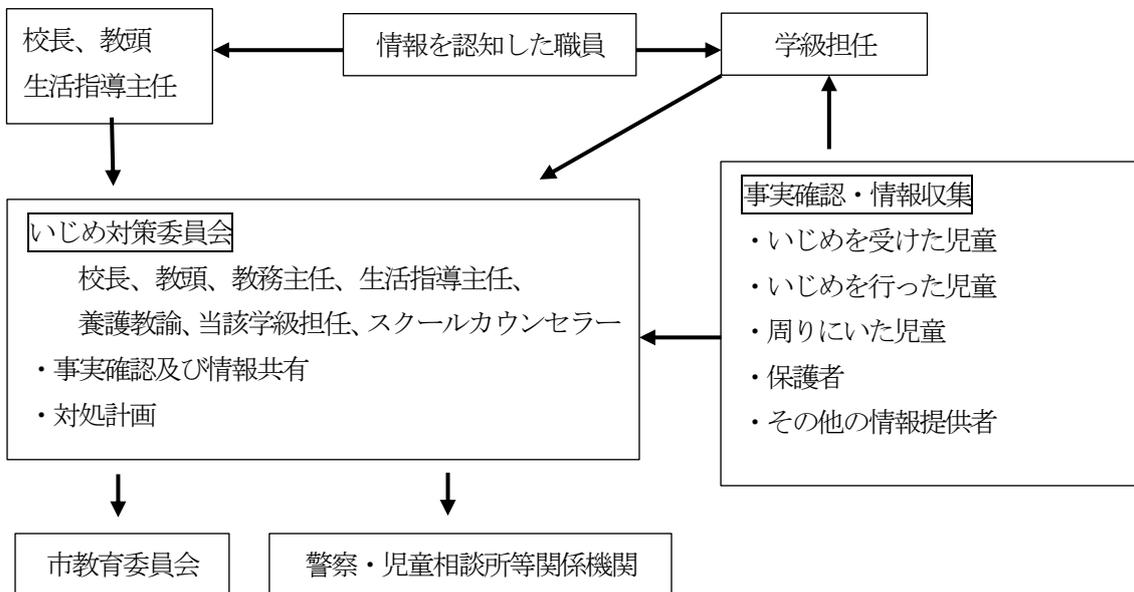
(3) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形（時間、場所、ふざけ合い）で行われることがあるので、些細な兆候であってもいじめを想定して対応する。

- ① いじめのサインを見逃さないために、いじめ発見のためのチェックポイント（新潟県いじめ等防止のための資料集より）を活用し、得られた情報を迅速に共有する（日々の観察、教員終礼での気になる児童の情報交換）。
- ② 学校生活アンケート（毎月）や教育相談（毎学期）を実施し、いじめの実態把握と早期発見に努める。
- ③ 児童が本音を伝えやすい場を工夫する（匿名アンケート、担任やそれ以外の職員など相談窓口の多様化、スクールカウンセラー、学校訪問カウンセラー）。
- ④ 児童や保護者に対して、いじめ相談体制を周知する。

(4) いじめへの対処

いじめの兆候を認知したときは、速やかにいじめ対策委員会に報告し、いじめを受けている児童を守り苦痛を取り除くことを最優先にして、いじめ対策委員会で組織的に対応する。学校は市教育委員会に報告するとともに、内容によっては児童相談所や警察等の関係機関と連携して対処する。



① いじめを受けた児童に関して

《児童に対して》

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

《保護者に対して》

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

② いじめを行った児童に関して

《児童に関して》

- ・いじめを行った気持ちや状況等を十分に聞き取り、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめを受けた側の気持ちを認識させる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携していじめ問題に対応する。

《保護者に関して》

- ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- ③ 周りにいた児童に関して
 - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級や学校全体に示す。
 - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同じと理解させる。
- ④ いじめ事案の記録
 - ・いじめに関する情報を適切に記録する。
 - ・記録は卒業後5年間保存する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。また、インターネット上で、児童のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、迅速かつ適切に対応する。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題克服のためには、家庭・地域・関係機関との綿密な連携が不可欠である。

- ① PTAや学校運営協議会等において、学校におけるいじめの実態や対応方針について情報交換、協議する場を設けるとともに、保護者研修会や学校だより等により啓発する。
- ② いじめに関する情報（文部科学省や県教育委員会からの資料等）を家庭に配布し、情報の共通理解を図る。
- ③ 地域の警察との連携を図るため、日頃から、学校や地域の状況の情報交換を行う。
- ④ 家庭での養育状況に要因が考えられる場合には、民生委員や板倉区総合事務所の協力を得る。必要に応じて上越市教育委員会（JAST）の支援を要請する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を上越市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を踏まえて必要な措置を行う。

4 いじめ防止に対する自校の取組への評価改善

いじめ防止に向けた自校の取り組みが正しく機能を果たしているのかを確認するために、アンケートを利用して見直しをしていく。

- ① 1学期末と2学期末に学校評価アンケート（保護者・児童・職員）を実施する。
- ② 6月と10月に無記名アンケート（児童）を実施する。
- ③ 結果を「豊かな心プロジェクト」で分析し、改善策を検討する。
- ④ 職員会議で改善策を提案する。
- ⑤ 次学期や新年度から改善した取組を行う。

※ただし、緊急を要する改善が必要な場合は、いじめ対策委員会で協議し、全職員に改善内容を伝える。